

障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現

障害者自立支援法がスタート



平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」は、今年の4月から新しい利用者負担の仕組みでサービスを開始していますが、10月1日からは市町村の創意工夫によって行われる「地域生活支援事業」が本格的にスタートします。今月号では、障害者自立支援法のポイントと筑西市が実施する地域生活支援事業のサービス内容についてお知らせします。

障害者自立支援法 5つのポイント

**1 障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるように、サービスを利
用するための仕組みを一元化し、
施設・事業を再編します。**

今までの障害者福祉制度では、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに縦割りでサービスが提供されてきました。そのため、施設・事業体系が分かりにくく、使いにくいといった指摘がありました。今回の法施行によって各種福祉サービスを一元化しました。これによって、障害の種類を超えた共通の場でそれぞれの障害特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになりました。

**2 障害のある人々に、身近な市が責任をもって一元的にサービスを
提供します。**

これまでは、サービスの種類によって県や市など、実施主体がまちまちで、利用方法がわかりづらく不便でした。

そこで、市が福祉サービスに関する事務を一元的に行えるようになりまし
た。そして、国や県はそれをサポートする仕組みに改められました。今後より身近な市が責任をもって、障害のあ

障害のある 人たちの 自立を支えます

る人たちにサービスを提供していきま
す。

**3 サービスを利用する人もサービ
スの利用量と所得に応じた負担を
いただきます。**

これまでの利用者負担は、所得に
応じて負担額を決めるものでした。サー
ビスの利用量にかかわらず、利用者負
担が決められるこの仕組みでは、同じ
所得で同じ負担をしても、受ける
サービスが異なるものでした。

これからは、利用者の負担をサービ
スの利用量に応じたものに改め、サー
ビスにかかる費用の1割を負担（定率
負担）していただくことにしました。
なお、負担能力に応じて負担上限額が
定められます。

4 就労の支援を強化します

障害者が地域で自立して生活してい
けるよう「就労移行支援事業」を創設

しました。これは、福祉施設から一般
就労への移行を進めることを目的にし
ています。個々の障害者の状況に応じ、
総合的な雇用支援プログラムを作成・
実施します。

**5 支給決定の仕組みを透明化、明
確化**

サービスの最終決定は市が行いま
す。有識者による審査会の意見聴取な
どが導入されることで、支給決定のプ
ロセスの透明化が図られます。

また、障害者や家族からの相談に応
じ、障害者1人ひとりの心身の状況、
サービス利用の意向、家族の状況など
を踏まえ、適切な支給とサービスが計
画的になされるよう仕組みを制度化し
ます。



筑西市の地域生活支援事業の主な内容

地域生活支援事業とは市町村の創意工夫によって実施される事業です。相談支援、コミュニケーション支援（手話通訳の派遣など）、日常生活用具の給付・貸与、移動支援などを実施します。



1 相談支援事業

情報の提供、助言のほか障害福祉サービスの利用支援を行います。

- ★相談支援事業
- ★相談支援強化事業
- ★成年後見制度利用支援事業

2 コミュニケーション支援事業

聴覚などの障害のため、意思の疎通を図ることが困難な障害者に対して手話通訳者を派遣する事業

- ★手話通訳派遣事業

3 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者に対して、浴槽などの日常生活用具を給付及び貸与します。また、用具の給付にともなう住宅改修費を給付します。

- ★障害者等日常生活用具給付等事業

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者のサポートをする事業

- ★障害者等移動支援事業

5 地域活動支援センター事業

通所による創作活動、生産活動などの機会を提供する事業

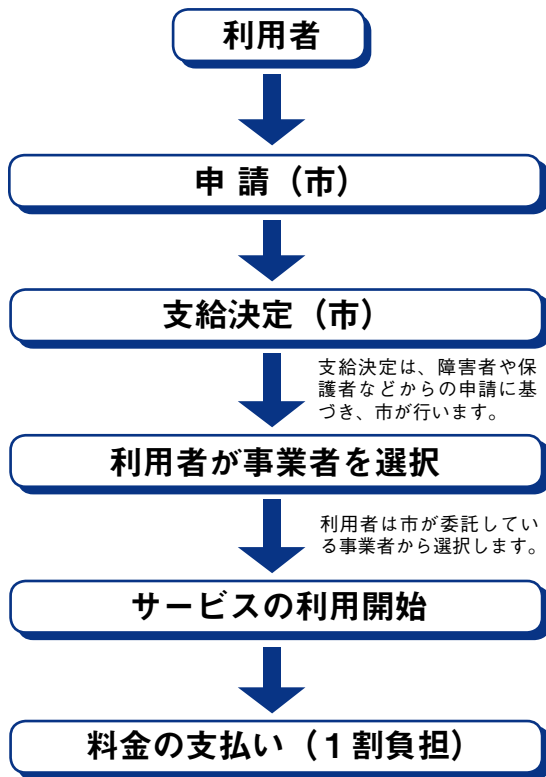
- ★障害者等地域活動支援センター事業

6 日中一時支援事業

日中において介護する者のいない障害者に対し、施設において一時的に見守り、指導、訓練などの支援を行う事業

- ★障害者等日中一時支援事業

利用手続きの流れ



総合的な自立支援システムの全体像



■障害者自立支援法に関するお問い合わせは…障害福祉課（内線225、226）